

令和5年度水俣市物価高騰対策支援金Q & A 高齢者施設・事業所について

No	内容	質問	回答
A01	対象について (全般)	今回の支援金について、支援の対象となる施設・事業所等を教えてください。	今回の支援対象は、水俣市内の高齢者施設・事業所を対象としています。 詳細は実施要綱をご確認ください。
A02	対象について (全般)	対象経費の「令和5年1月1日から9月30日までの間に交付対象者が支出する光熱水費、燃料費、食費等の物価高騰に係る上昇分」とはいつと比較して増加した分ですか。	「令和3年1月1日から9月30日」までの費用と、「令和5年1月1日から9月30日」までの費用を比較して、光熱費等の対象経費が増加している場合は対象となります。 「令和5年1月1日から9月30日」までの間に新設した事業所は、事業計画などで想定していた光熱費等の対象経費と、「令和5年1月1日から9月30日」までの運営期間の費用を比較して、増加している場合は対象となります。
A03	対象について (全般)	熊本県及び市町村等が実施する他物価高騰対策事業に申請している（する予定）場合、今回の支援金を申請することができますか。	熊本県及び市町村等（以下、県等という）が実施する他物価高騰対策事業を利用しても、なお令和5年1月1日から9月30日までの間に支出する光熱水費、燃料費、食費等の物価高騰に係る上昇分（消費税及び地方消費税相当額を除く）がある場合は、申請可能です。 支援金の額は、当該物価高騰に係る上昇分から県等が実施する他物価高騰対策事業利用による支援金額を差し引いた額について、実施要綱に定められた区分に応じた金額を上限額とし、物価高騰に係る上昇分まで支援します。 今回の支援金の申請をする場合は、申請書に併せて、当該物価高騰に係る上昇分が分かる資料の提出をお願いします。また、県等の他物価高騰対策事業を利用している場合は、支援金額が分かる資料（例えば、交付決定通知書等の写し）の提出も併せてお願いします。
A04	対象について (全般)	支出した光熱水費、燃料費、食費等の物価高騰に係る上昇分が、支援金の支給額を下回っていますが、申請できますか。	県等が実施する他物価高騰対策事業を利用しても、なお令和5年1月1日から9月30日までの間に支出する光熱水費、燃料費、食費等の物価高騰に係る上昇分（消費税及び地方消費税相当額を除く）がある場合は、申請可能です（支援金の額はA03回答のとおりです）。
A05	対象について (全般)	令和5年1月1日から9月30日までの間に廃止した施設・事業所等の場合、今回の市の支援金の申請することができますか。	令和5年9月30日時点で廃止されている施設・事業所等は、今回の支援金の対象外です。
A06	対象について (全般)	現在休止中の事業所ですが、対象となりますか。	現在休止中の事業所であっても、令和5年1月1日から9月30日までの間に運営していた期間を有するとともに、支出する光熱水費、燃料費、食費等の物価高騰に係る上昇分（消費税及び地方消費税相当額を除く）があり、かつ今後の事業継続の意思がある場合は、申請可能です。 申請時点で事業所の廃止を届出ているか、又は具体的に廃止予定時期が定まっている事業所は対象となりません。
A07	対象について (全般)	主たる施設・事業所と従たる施設・事業所（出張所）を有する施設・事業所の申請は、どのようになりますか。	指定事業所単位での申請となります。なお、入所系および通所系の利用定員区分は主たる事業所と従たる事業所の合計となります。 ※施設・事業所名にサテライト等の文言が入っていても、当該施設・事業所が単独で指定を受けていれば対象施設・事業所として申請できます。

令和5年度水俣市物価高騰対策支援金Q & A 高齢者施設・事業所について

No	内容	質問	回答
A08	対象について (全般)	同一施設で認知症対応型共同生活介護と介護予防認知症対応型共同生活介護の指定を受けていますが、それぞれ対象施設として申請できますか。	できません。 認知症対応型共同生活介護の1事業所として申請してください。 ※他のサービスで、介護サービスと介護予防サービスの指定を受けている場合も同様の取り扱いです。
A09	対象について (全般)	同一事業所で訪問介護と総合事業の訪問型サービスA事業所の指定を受けていますが、それぞれ対象事業所として申請できますか。	できません。 訪問介護の1事業所として申請してください。 ※通所型サービスA事業所も同様の取り扱いです。
A10	対象について (全般)	同一建物で、経営者が同じNPO法人と株式会社でそれぞれで、訪問介護、通所介護をしています。どのように申請すればいいですか。	申請は法人単位になりますので、NPO法人で訪問介護事業所を、株式会社で通所介護事業所を対象事業所として申請してください。
B01	対象について (他分野)	同一事業所で介護関係と障がい関係の共生型サービスを実施していますが、それぞれ対象となりますか。	どちらか一方が対象となります。 複数分野で今回の支援金の対象となる施設・事業所等は、本来のサービス等を実施している(指定を先に受けた)分野で申請してください。
B02	対象について (他分野)	同一事業所で介護関係と併せて障がい福祉サービスを一体的に実施していますが、介護分と障がい分それぞれ対象となりますか。	どちらか一方が対象となります。 介護サービスと併せて障がい福祉サービスを実施している訪問系の施設・事業所等は、本来サービス等を実施している(指定を先に受けた)分野で申請してください。 同時に指定を受けている場合は、どちらか一方で申請してください。
B03	対象について (他分野)	病院で通所リハビリテーションの「みなし指定」を受けていますが対象事業所として申請できますか。	医療分野との共有でなく、介護保険の指定通所リハビリテーション事業として専用の設備基準を満たす場合は申請できます。(取り扱いは熊本県の高齢者施設等に係る物価高騰支援事業と同様です。)
B04	対象について (他分野)	病院(薬局)で居宅療養管理指導の「みなし指定」を受けていますが対象事業所として申請できますか。	できません。 ただし、介護保険の指定居宅管理療養指導事業として専用の部屋等がある場合は、水俣市いきいき健康課高齢介護支援室にご相談ください。 ※「みなし指定」の訪問リハビリテーション、訪問看護、短期入所療養介護も同様の取り扱いです。 ●問い合わせ先：水俣市いきいき健康課高齢介護支援室 0966-63-3051
C01	対象について (訪問関係)	同一建物で訪問介護と居宅介護支援事業所の指定を受けていますが、それぞれ対象事業所として申請できますか。	介護保険の指定訪問介護事業、指定居宅介護支援事業の設備基準として、それぞれの事業の運営を行うための必要な面積を有する専用の事務室(区画)や打ち合わせスペースが明確に特定されている必要があることから、それぞれ対象事業所として申請できます。 ※指定居宅介護支援等基準省令解釈通知(15)設備及び備品等① 「それぞれの事業を行うための区画が明確に特定されていれば」

令和5年度水俣市物価高騰対策支援金Q & A 高齢者施設・事業所について

No	内容	質問	回答
C02	対象について (訪問関係)	同一事業所で福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防特定福祉用具販売の指定を受けていますが、それぞれ対象事業所として申請できますか。	できません。 福祉用具貸与の1事業所として申請してください。
D01	対象について (通所関係)	通所系の支援金区分の規模はどのように選択すればいいですか。	基本的に、介護報酬算定に係る届出をしている規模 <u>(令和5年9月末時点)</u> で選択してください。 介護報酬算定に係る規模を届ける必要がない事業の場合は、1月当たりの平均利用者が750人以内の場合は、「通常規模型」、750人を超える場合は「大規模型」を選択してください。 なお、小規模多機能型の施設は利用定員等によらず「小規模多機能型」を選択してください。
D02	対象について (通所関係)	小規模多機能型居宅介護事業所や看護小規模多機能型居宅介護事業所はどのように申請すればいいですか。	小規模多機能の事業所は「施設区分」で「③通所系」を選んで、該当するサービス種別を選択してください。 なお、訪問、通い、お泊りのそれぞれで申請はできません。通所系の大規模型（月75人以上利用）と同じ支援金額となります。
D03	対象について (通所関係)	グループホームの共有部分を使用して認知症対応型デイサービス（共用型）を行っていますが、認知症対応型デイサービス（共用型）の申請はできますか。	できません。 ※共用型のデイサービスは他の事業所の設備を利用して行われるため、他事業所（質問の場合はグループホーム）の申請と一体としての申請となります。
E01	対象について (施設関係)	同一建物で介護老人福祉施設と併設して10床の短期入所生活介護の指定を受けていますが、それぞれ対象施設・事業所として申請できますか。	できます。 ※空床利用でない併設型の指定短期入所生活事業所は、当該短期入所生活介護事業の運営を行うための専用の設備基準を満たしているため。
E02	対象について (施設関係)	短期入所（療養）介護事業所のうち、空床利用型が対象とならないのはどうしてですか。	空床利用型は、特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の入所者が定員に満たないときに利用できますが、空床利用型の定員は、特別養護老人ホーム等の定員内数となっているため、対象外としています。
E03	対象について (施設関係)	介護老人保健施設で、短期入所療養介護のみなし指定を受けていますが、対象事業所として申請できますか。	介護老人保健施設の短期入所療養介護事業所は空床利用型のみですので、介護老人保健施設として一体的に申請してください。 ※介護医療院等で、短期入所療養介護のみなし指定を受けた場合も同じ取り扱いです。
E04	対象について (施設関係)	養護老人ホームで（地域密着型）特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けていますが、それぞれ施設系で申請できますか。 どちらか一方での申請の場合、どちらで申請すればいいですか。	両方を対象に申請できません。（地域密着型）特定施設入居者生活介護事業所で申請してください。 ※軽費老人ホーム、有料老人ホームが（地域密着型）特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けている場合も同様の取り扱いです。

令和5年度水俣市物価高騰対策支援金Q & A 高齢者施設・事業所について

No	内容	質問	回答
E 05	対象について (施設関係)	養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム（みなし有料老人ホームを含む。）について、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合、介護保険事業者番号がありませんが、申請はどのようにすればよいですか。	「9999999999（9を10個）」で入力して申請してください。
F 01	対象について (有料老人ホーム)	有料老人ホームが介護保険施設等の半額になっているのはなぜですか。	原則として、居宅サービス事業所を併設している有料老人ホームを想定していますが、昼食代は通所介護サービスで支援対象となること、有料老人ホームは介護保険施設のように食費等が公定されておらず、入居者との契約により決定することも可能であること等を総合的に勘案し、介護保険施設の2分の1としています。 なお、有料老人ホームは食費等を入居者との契約により決定することが可能ですが、実際の価格転嫁の困難性、有料老人ホームが果たす社会的役割に鑑み、介護保険施設の2分の1を支援対象としています。
F 02	対象について (有料老人ホーム)	サービス付き高齢者向け住宅は、補助金の対象とならないのですか。	高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条に規定する都道府県知事の登録を受けているサービス付き高齢者向け住宅のうち、「老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム」であるものは、「みなし有料老人ホーム」として支援対象となります。
F 03	対象について (有料老人ホーム)	F 02の「みなし有料老人ホーム」に該当するかどうかについては、どのように確認すればよいですか。	老人福祉法第29条第1項に規定する「①入浴、排せつ若しくは食事の介護 ②食事の提供 ③選択・掃除等の家事の供与 ④健康管理の供与」のいずれかを行う施設が対象となります。自施設の「契約締結前に交付する書面（重要事項説明書等）」により確認してください。 なお、以上が記載された「契約締結前に交付する書名」のページは、申請時に提出する必要があるため、留意してください（様式第1号別表 注6参照）。
F04	対象について (有料老人ホーム)	有料老人ホームで（地域密着型）特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けている場合は、サービス種別は、有料老人ホームではなく、（地域密着型）特定施設入居者生活介護事業所の申請でいいですか。	サービス種別は、（地域密着型）特定施設入居者生活介護事業所で申請できます。
G01	様式1（第5条関係）別表 ※ コメント	「 × 事業所番号桁数誤り。」が出ている場合はどうすればいいですか。	「介護保険事業者番号」が10桁で入力されていないので、10桁の正しい番号を記載してください。 なお、介護保険事業者番号が無い有料老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（いずれも（地域密着型）特定施設入居者生活介護を除く）は、「介護保険事業者番号」欄は、「9999999999（9を10個）」を記入してください。
G02	様式1（第5条関係）別表 ※ コメント	「 × 入所定員不整合。」が出ている場合はどうすればいいですか。	入所系の場合で、「支援金区分」と「定員」でどちらかの記入が間違えていますので、確認し正しい支援金区分もしくは定員を記入してください。

令和5年度水俣市物価高騰対策支援金Q & A 高齢者施設・事業所について

No	内容	質問	回答
G03	様式1（第5条関係）別表 ※ コメント	「△通所規模要確認。」が出ている場合はどうすればいいですか。	通所系は、定員からおおよそその判断をしていますので、「通常規模型」（※月利用者750人以内）、「大規模型」（※月利用者750人を超える）の選択が間違っておらず警告が出る場合は、「備考欄」にR5年9月の月利用者数を記入してください（9月の利用者がコロナの影響等で少ない場合は、R5年1月～9月の任意の利用者数で可）。
G04	様式1（第5条関係）別表 ※ コメント	「✕重複申請確認。」が出ている場合はどうすればいいですか。	「サービス種別」と「施設・事業所名称」が同じ施設・事業所で複数記載されていますので、重複分の記載は削除してください。
G05	様式1（第5条関係）別表 ※ コメント	「✕みなし有料（注）6確認。」が出ている場合はどうすればいいですか。	サービス付き高齢者向け住宅が、みなし有料老人ホームとして本支援金の対象となるのは、様式下部の（注）6に記載してある「入浴・排せつ又は食事の介助」等のサービスを1つ以上提供する必要があります。 （注6）の□に一つも「✓」が入っていませんので、確認してください。 一つもサービス提供していない場合は、対象となりませんので削除してください。
G06	様式1（第5条関係）別表 ※ コメント	「※有料老人H選択要確認。」が出ている場合はどうすればいいですか。	施設名に「有料老人ホーム」の記載があり、施設区分が「②入所系【有料】」以外が選択されている場合に表示されます。当該施設が（地密）特定施設入居者生活介護の指定を受けていれば問題ありません。 そうでない場合は、施設区分を誤って「①入所系」を選択している可能性がありますので確認してください。 施設名に「有料老人ホーム」等の名称が入っておらず、施設区分「②入所系【有料】」を正しく選択した場合等も表示されます（修正等は不要です）。
G07	様式1（第5条関係）別表 ※ コメント	「※みなし指定要確認。」が出ている場合はどうすればいいですか。	病院等の医療機関、介護老人保健施設及び薬局か、通所リハビリテーション、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅管理療養指導のみなし指定を受けることができますが、今回の支援金の対象は、介護保険法で規定される各指定介護サービス事業所として専有の区画、事務所がある場合のみ対象となります。 申請しようとする事業所が要件にあっているか再度確認してください。
G08	様式1（第5条関係）別表 ※ コメント	「※総合事業要確認。」が出ている場合はどうすればいいですか。	「訪問型サービスA事業所」や「通所型サービスA事業所」の指定を受けており、同一区画で他の訪問系や通所系は介護サービスをしていない場合に申請できます。 例えば同一区画で通所系の介護サービスをしている場合は、「通所介護事業所」等で一体的に申請となります（両方の申請はできません）ので、確認してください。
G09	様式1（第5条関係）別表 ※ コメント	「※福祉用具販売要確認。」が出ている場合はどうすればいいですか。	「特定福祉用具販売事業所」のみの指定を受けている場合に申請できます。 同一事業所で「福祉用具貸与事業所」の指定を受けている場合は、「福祉用具貸与事業所」で一体的に申請となります（両方の申請はできません）ので、確認してください。

令和5年度水俣市物価高騰対策支援金Q & A 高齢者施設・事業所について

No	内容	質問	回答
G10	様式1（第5条関係）別表 ※ コメント	「※福祉用具貸与・販売事業所複数申請要確認。」が出ている場合はどうすればいいですか。	同一事業所で福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具販売の指定を受けていても、「福祉用具貸与事業所」で一体的に申請する必要があります。同一事業所で複数の申請がされていないか確認してください。 なお、場所が違う事業所であれば、それぞれ申請できますので問題ありません。
H01	申請方法について	今回の支援金について、問い合わせ先はどちらになりますか。	●本件に関する問い合わせ先 水俣市 いきいき健康課 高齢介護支援室 住所：〒867-0005 水俣市牧ノ内3番1号 電話番号：0966-63-3051 FAX番号：0966-62-3670
H02	申請方法について	申請方法はどのようにすればいいですか。	申請方法・提出先については、水俣市HPに詳細を掲載していますので、確認してください。 ●水俣市HP≫分類から探す≫介護保険≫「物価高騰の影響を受けた高齢者施設等に対し、支援金を交付します」
H03	申請方法について	添付資料はどのようなものが必要ですか。	物価高騰に係る上昇分と県等の他物価高騰対策事業により支援を受けた金額等が分かる資料の提出をお願いします。 ※水俣市HPに「水俣市物価高騰対策事業影響額按分算出表」を参考様式として掲載しております。本様式に代わる資料等がある場合は、代用していただいて構いません。 ※県等の他物価高騰対策事業を利用している場合は、金額が分かるもの（例えば、交付決定通知書等の写し）の提出をお願いします。
I04	申請後の手続きについて	申請後、どのような手続きが必要ですか。	申請いただいた後は、審査・お振込みの手続きをいたしますので、しばらくお待ちください。 交付が決定しましたら、通知いたします。
I05	申請後の手続きについて	実績報告や、仕入れ控除税額の報告は必要ですか。	今回は、申請書の提出をもって実績報告とみなしますが、添付資料等の提出により物価高騰に係る上昇分と県等の他物価高騰対策事業の利用状況を確認します。 対象経費は消費税及び地方消費税相当額を除いた分となるため、仕入控除額の報告は不要です。

令和5年度水俣市物価高騰対策支援金Q & A 高齢者施設・事業所について

No	内容	質問	回答
106	申請後の手続きについて	支援金の交付決定を受けた場合に、5年間保管しておかなければならない証拠書類とは何ですか。	<p>市から求めがあった場合、次の書類をいつでも提出できる状態にして保管しておいてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市に提出した支援金交付申請書一式の事業所控え ② 市からの交付決定等通知書（様式2） ③ 「令和5年1月1日から9月30日まで」の光熱水費、食費及び燃料費等の物価高騰に係る上昇分が確認できる書類等（伝票、領収証、口座引落の場合通帳の該当部分 等）